○　特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（平成十一年総理府・大蔵省令第三十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第六章　略］	［第一章～第六章　同上］
第七章　雑則（第二十一条―第二十四条）	第七章　雑則（第二十一条―第二十六条）
附則	附則
（定義）	（定義）
第二条　［略］	第二条　［同上］
［２～４　略］	［２～４　同上］
５　この府令において「第一種中間連結財務諸表提出会社」とは、連結財務諸表規則第二条第一号の二に規定する第一種中間連結財務諸表提出会社をいう。	５　この府令において、「四半期連結財務諸表提出会社」とは、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する四半期連結財務諸表提出会社をいう。
６　この府令において「第二種中間連結財務諸表提出会社」とは、	６　この府令において、「中間連結財務諸表提出会社」とは、中間

連結財務諸表規則第二条第一号の三に規定する第二種中間連結財務諸表提出会社をいう。

（財務諸表等規則の準用）

第十一条　第六条から前条までの規定の定めるところによるほか、貸借対照表の記載方法は、財務諸表等規則第二編第二章の規定の定めるところによる。

（財務諸表等規則の準用）

第十七条　第十三条から前条までの規定の定めるところによるほか、損益計算書の記載方法は、財務諸表等規則第二編第三章の規定の定めるところによる。

（株主資本等変動計算書の記載方法）

第十八条　株主資本等変動計算書の記載方法は、財務諸表等規則第二編第四章の規定の定めるところによる。

（キャッシュ・フロー計算書の記載方法）

第十九条　キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、財務諸表等規則第二編第五章の規定の定めるところによる。

（附属明細表の記載方法）

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する中間連結財務諸表提出会社をいう。

（財務諸表等規則の準用）

第十一条　第六条から前条までの規定の定めるところによるほか、貸借対照表の記載方法は、財務諸表等規則第二章の規定の定めるところによる。

（財務諸表等規則の準用）

第十七条　第十三条から前条までの規定の定めるところによるほか、損益計算書の記載方法は、財務諸表等規則第三章の規定の定めるところによる。

（株主資本等変動計算書の記載方法）

第十八条　株主資本等変動計算書の記載方法は、財務諸表等規則第四章の規定の定めるところによる。

（キャッシュ・フロー計算書の記載方法）

第十九条　キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、財務諸表等規則第五章の規定の定めるところによる。

（附属明細表の記載方法）

第二十条　附属明細表の記載方法は、財務諸表等規則第二編第六章の規定の定めるところによる。

［条を削る。］

（中間貸借対照表等の記載方法）

第二十一条　特定金融会社等が中間貸借対照表及び中間損益計算書（第二十四条において「中間貸借対照表等」という。）を作成する場合は、その資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

第二十条　附属明細表の記載方法は、財務諸表等規則第六章の規定の定めるところによる。

（四半期貸借対照表等の記載方法）

第二十一条　特定金融会社等が四半期貸借対照表及び四半期損益計算書（第二十六条において「四半期貸借対照表等」という。）を作成する場合は、その資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

２　特定金融会社等の第二・四半期（事業年度における最初の四半期の次の四半期をいう。第二十四条第三項において同じ。）に係る四半期貸借対照表に記載される貸付金について、第九条第一項各号に該当するものがある場合は、その旨及びその金額を注記しなければならない。

３　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）第二十三条の規定は、前項の場合について準用する。

（中間貸借対照表等の記載方法）

第二十二条　特定金融会社等が中間貸借対照表及び中間損益計算書（第二十六条において「中間貸借対照表等」という。）を作成する場合は、その資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

2　［略］

3　財務諸表等規則第百五十三条又は第二百四十三条の規定は、前項の場合について準用する。

（連結貸借対照表等の記載方法）

第二十二条　企業集団（連結財務諸表提出会社及びその子会社（連結財務諸表規則第二条第三号に規定する子会社をいう。次条第一項において同じ。）をいう。）の主たる事業が、特定金融業である場合（次項に規定する場合を除く。）において、その資産及び負債並びに収益及び費用を連結財務諸表規則の規定により記載することが適当でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

2　特定金融会社等が連結貸借対照表及び連結損益計算書を作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。次条第二項において同じ。）の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

［条を削る。］

2　［同上］

3　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第七条の規定は、前項の場合について準用する。

（連結貸借対照表等の記載方法）

第二十三条　企業集団（連結財務諸表提出会社及びその子会社（連結財務諸表規則第二条第三号に規定する子会社をいう。）をいう。）の主たる事業が、特定金融業である場合（次項に規定する場合を除く。）において、その資産及び負債並びに収益及び費用を連結財務諸表規則の規定により記載することが適当でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

2　特定金融会社等が連結貸借対照表及び連結損益計算書を作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。）の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

（四半期連結貸借対照表等の記載方法）

第二十四条　企業集団（四半期連結財務諸表提出会社及びその子会社（四半期連結財務諸表規則第二条第六号に規定する子会社をいう。）をいう。）の主たる事業が、特定金融業である場合（次項

（中間連結貸借対照表等の記載方法）
第二十三条　企業集団（第一種中間連結財務諸表提出会社又は第二種中間連結財務諸表提出会社及びその子会社をいう。）の主たる事業が、特定金融業である場合（次項に規定する場合を除く。）において、その資産及び負債並びに収益及び費用を連結財務諸表規則の規定により記載することが適当でないと認められるときは

に規定する場合を除く。）において、その資産及び負債並びに収益及び費用を四半期連結財務諸表規則の規定により記載することが適当でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

２　特定金融会社等が四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書（第二十六条において「四半期連結貸借対照表等」という。）を作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社（四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社をいう。）の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

３　特定金融会社等の第二・四半期終了の日における貸付金について、第九条第一項各号に該当するものがある場合は、第二・四半期に係る四半期連結貸借対照表にその旨及びその金額を注記しなければならない。

４　四半期連結財務諸表規則第二十八条の規定は、前項の場合について準用する。

（中間連結貸借対照表等の記載方法）
第二十五条　企業集団（中間連結財務諸表提出会社及びその子会社（中間連結財務諸表規則第二条第二号に規定する子会社をいう。）をいう。）の主たる事業が、特定金融業である場合（次項に規定する場合を除く。）において、その資産及び負債並びに収益及び費用を中間連結財務諸表規則の規定により記載することが適当

、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。 ２　特定金融会社等が中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書（次条において「中間連結貸借対照表等」という。）を作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。 ３　特定金融会社等が連結財務諸表規則第一条第一項第二号に規定する中間連結貸借対照表を作成する場合において、当該特定金融会社等の半期終了の日における貸付金について第九条第一項各号に該当するものがあるときは、当該中間連結貸借対照表にその旨及びその金額を注記しなければならない。 ４　連結財務諸表規則第百二十二条の規定は、前項の場合について準用する。 第二十四条　特定金融会社等は、法第十条の規定により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）又は中間貸借対照表等若しくは中間連結貸借対照表等の提出を求められた場合は、この府令の定めるところにより作成した財務諸表又は中間貸借対照表等若しくは中間連結貸借対照表等を提出しなければならない。	でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。 ２　特定金融会社等が中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書を作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社（中間連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。）の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。 ［項を加える。］ ［項を加える。］ 第二十六条　特定金融会社等は、法第十条の規定により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）、四半期貸借対照表等若しくは四半期連結貸借対照表等又は中間貸借対照表等の提出を求められた場合は、この府令の定めるところにより作成した財務諸表、四半期貸借対照表等若しくは四半期連結貸借対照表等又は中間貸借対照表等を提出しなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。